

田村市公告第96号

田村市産業人材育成塾企画・運營業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和4年6月17日

田村市長 白石 高司

1 業務概要

(1) 業務名

田村市産業人材育成塾企画・運營業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 提案見積上限額

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がないこと。
- (5) 入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (6) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

3 応募手続等

項目	日程
公募型プロポーザル実施公告	令和4年6月17日（金）
質問書提出期限	令和4年6月24日（金）午後5時まで
質問書に対する回答期限	令和4年6月28日（火）
参加申込書提出期限	令和4年7月4日（月）午後5時まで

企画提案提出期限	令和4年7月11日（月）午後4時まで
審査（プレゼンテーション審査）	令和4年7月14日（木）予定
審査結果通知	令和4年7月19日（月）予定
契約締結	令和4年7月下旬

4 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

ホームページ：http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/ikuseiyuku_proposal_1.html

5 最優秀提案者の選定

田村市産業人材育成塾企画・運営業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、最も評点の高い提案者を最優秀提案者に選定する。

ただし、最高得点が複数ある場合は、審査委員の多数決により決定する。

6 契約の手続き

審査により決定した最優秀提案者と契約内容に関する協議を行い、合意に達した場合に契約を締結する。なお、最優秀提案者と契約に至らなかった場合は、次順位者と交渉する。

7 その他

本業務に関する詳細は、田村市産業人材育成塾企画・運営業務プロポーザル実施要領に定める。

8 問い合わせ先

田村市産業部商工課 商工振興係

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電話：0247-82-6677 FAX：0247-81-1210

E-mail：shoko@city.tamura.lg.jp